

募集型企画旅行ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

2. 企画旅行契約

- (1)この旅行は、一般社団法人焼津市観光協会(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又は企画書、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の一部(以下「当社約款」といいます)によりします。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は当社の受託営業所として(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又は企画書に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として取り入れられます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。特に記載のない場合は、下記のお申込金を添えてお申し込みいただけます。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	5万円未満	5万円以上
申込金	1,000円	5,000円	10,000円	1万円～旅行代金の10%

- (2)当社らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社が旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日まで、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申し込みの段階で、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らはお客様の承諾を得て、お客様がウエイティングの状態でお待ち頂ける期間を確認したうえで、お客様をウエイティングのお客様として登録し、予約可能となるように手配努力することがあります。
- (9)ウエイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。この場合でも当社らは申込金を申し渡すこと、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合は」、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (9)本項(8)の場合で、ウエイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

4. お申し込み条件

- (1)18才未満の方は保護者の同意書が必要です。13才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。7才以上の方は所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースの一部に参加をお断りさせていただいたか、同伴者などの同行などを条件とさせていただきます。旅行があります。また、ご参加の場合にはコースの一部について内容を変更させていただく場合があります。
- (2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに成じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただくか、または負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として2週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らが判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるとともに必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担になります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、ご参加をお断りする場合があります。①お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9)その他、当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレットまたは企画書、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運送とも旅行開始日の前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の7日前にはお渡しできよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに(お渡しします)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日の前日にお渡しする場合があります)。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に有る日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に有る日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無して旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や、第15項に規定する取消料、違約料、第13項に規定されている追加料金および第14項に記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限りお客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満4歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)、客船によるクルーズ利用コースは満2歳以上12歳未満の小児(学生まで)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してごきます。出発日とご利用人数をご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」第15項(1)の①の「取消料」第15項(1)の②の「違約金」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、パンフレットまたは企画書における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットまたは企画書に明示します)
 - (2)旅行日程に含まれる運送バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程「お客様負担」と表記してある場合は除きます)
 - (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
 - (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税金・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
 - (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税、サービス料金
 - (6)航空機による手荷物の運搬料金
 - お一人様スツーズ1個の手荷物運搬料金(航空機利用コースは1人様15kg~20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の航空会社、等級や方面によって異なります詳しくは係員にお尋ねください)
 - (7)現地で手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)ただし、一部の空港、駅、ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身にて運搬していただく場合があります。
 - (8)添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。
- ### 9. 旅行代金に含まれないもの
- 前項(1)~(8)項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - (1)超過手荷物料金(特定の重量、容量、個数を超えるについて)
 - (2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
 - (3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料・渡航手続代旅行料金)
 - (4)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別料金の小旅行)の料金。

- (5)日本国内の空港施設利用料。
- (6)日本国内における自宅から発着空港、港等の集合地点と解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費。
- (7)旅行行程中の空港税等(日本国内通関税、空港施設利用料を含む)ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレット等で明示したコースは除きます。

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)
 - ①お一人部屋を使用される場合の追加代金。
 - ②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - ⑤パンフレット等で当社が「C・Fグレードアップ代金」と称する航空空席のクラス変更に関する差額運賃。
 - ⑥その他、パンフレット等で〇〇〇〇追加代金」と称するもの。(ホテルにおけるストレートチェックイン、航空会社の指定、並び座席の希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)
- (2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)
 - ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
 - ②パンフレット等で当社が「早期申込割引」と称し、指定する期日までに申込書に申込金を添えてお申し込みされた場合の1人あたりの割引代金。
 - ③その他、パンフレット等で〇〇〇〇割引代金」と称するもの。

11. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書等の渡航手続き及び確認は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券、査証等の取得ができてくてもその責任を負いません。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらぬ運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるとともに運送サービスは、お客様にあらかじめ通知し、当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除いて旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金等が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に有る日より前にお客様に通知いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋、その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (5)当社が運送・宿泊機関等の利用人員により旅行契約が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,000円/消費税別をお支払いいただきます。(既に航空券、乗船券、乗車券等が発行している場合、別途発券に関する費用を請求する場合があります)また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降旅行契約を譲り受けた方がこの旅行の契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除、払い戻し

(1)旅行開始前の解除

①お客様が解除権

ア. お客様は下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。

●国内旅行

旅行開始日の前日より起算	コース別取消料(旅行代金に対する割合)			
	日帰り	宿泊	クルーズ及び航空機利用コース	貸切クルーズ
91日前	/	/	/	無料
90日前から61日前まで				10%
60日前から31日前まで				20%
30日前から21日前まで				30%
20日前から3日前まで				40%
20日前から11日前まで	無料	20%	20%	/
10日前から8日前まで	20%			
7日前から2日前まで	30%	30%		
前々日	40%	40%	50%	
前日	40%	40%	40%	
当日(出発前)	50%	50%	50%	
旅行開始(出港)後又は無連絡不参加	100%	100%	100%	100%

●海外旅行(貸切航空機を除く)

旅行開始日の前日より起算	取消料	
通常日の旅行	30日前から3日前まで	20%
	前々日から当日まで	50%
	旅行開始後または無連絡不参加	100%
ピーク時の旅行	40日前から31日前まで	10%
	30日前から3日前まで	20%
	前々日から当日まで	50%
20日前から4日前まで	80%	
3日前から旅行開始後または無連絡不参加	100%	

本邦出国時及び帰国時(船舶を利用する募集型企画旅行契約)	当該船舶に係る取消料の規定によります
●貸切航空機を利用する海外旅行	
旅行開始日の前日より起算	取消料
90日前から31日前まで	20%
30日前から21日前まで	50%
20日前から4日前まで	80%
3日前から旅行開始後または無連絡不参加	100%

- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り。
 - b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同時に規定する日までに(お渡ししなかったとき)。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行契約が不可能となったとき。
 - ウ. 当社が本項(1)の①の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の①の「イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。
 - エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行を行を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。この場合(当社が旅行を実施する場合) お客様が旅行をお取消しになられるときは所定の取消料が必要となります。
- お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更についてはご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- ②お客様の解除権
ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかつたときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①の「ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

